

福祉資金の貸付目的ごとに必要な書類について

資金貸付申込にあたっては申込書、借受世帯全員の住民票（世帯状況や居住地が確認できる公的な書類）・所得証明等及び借入希望金額の根拠となる書類のご提出が原則として必要となります。申込と同時にご自身の個人情報に関する取り扱いもご確認いただきます。その他ご提出いただく書類の主なものは下記表に掲載しています。なお、必要に応じてその他の資料を添えていただくこともあります。

■生業を営むために必要な経費 ※本資金は世帯の自立更生を目的にしているため、法人や共同事業は貸付対象外です。

必要様式	生業資金事業収支状況書	
添付書類	店舗の改修等の場合	改修の経費見積書、改修見取り図 ※賃貸の店舗の時は賃貸契約書 等
	備品・機械購入等の場合	経費見積書、仕様書 等
	資格が必要である業種の場合	資格免許、許可書等（写） 等
	事業計画・収支状況書の根拠資料	仕入れ等想定している場合の物品の単価（見積もり） 等 前年度確定申告書等これまでの収支がわかるもの

その他、公的機関による経営相談を受けていただきます。

■技能習得等に必要な経費

添付書類	取得の根拠や期間がわかるもの	雇用主からの取得に関する書類、入学許可書、在学証明書、受講する学校案内 等
	経費がわかるもの	経費見積書、料金表 等
	障害者が自ら運転するために自動車学校へ行く場合	運転適格認定依頼書（写）、自動車学校の学校案内 等

■住宅の増改築等、公営住宅の譲渡等に必要となる経費

必要書類	経費見積書、譲渡関係書類、身体障害者手帳や介護保険受給資格者証（写） 等
添付書類	住宅改修を必要とする箇所の写真、自治体等による助成金決定通知 等

■身体障害者の自動車購入等にかかる経費

必要様式	障害者等福祉資金 自動車購入資金確認様式
添付書類	障害者手帳（写）、経費見積書、運転免許証（写）、（自己所有の車がある場合はその車検証） 等

■福祉用具等の購入に必要な経費

添付書類	障害者手帳（写）等、見積書、（適合評価や診断書等） 等
------	-----------------------------

■療養にかかる必要な経費

必要様式	（生活福祉資金用）診断書
添付書類	生活費が必要な期間・額がわかる書類、病気療養前に収入があったことがわかる書類 等

■介護にかかる必要な経費

添付書類	介護保険受給資格者証等の写し	
	在宅サービス・施設サービスを受ける場合	サービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）、その他介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたもの
	償還払いとなる介護サービスの立替にかかるもの	居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費などの「支給申請書」等の介護サービス費用の金額が記載された書類、経費見積書、サービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）、ケアマネジャー事前確認書（住宅改修費の場合）、見取り図 等

■災害を受けたことにより臨時に必要な経費

添付書類	被災証明、修繕・補修費用等の経費がわかる見積書（事業者の印を押印） 等
------	-------------------------------------

■冠婚葬祭にかかる必要な経費

添付書類	結婚や葬儀等にかかる見積書、婚姻届、死亡診断書・住民票除票 等
------	---------------------------------

■就職、技能習得等の支度に必要な経費

添付書類	採用通知書（就職の場合）、入学時の場合は学校案内等必要経費がわかる資料、物品購入を伴う場合は見積書 等
------	---

■中国残留邦人等の国民年金追納にかかる経費

添付書類	特例措置対象該当通知書、追納保険料納付書
------	----------------------

■住宅の移転等、給排水整備等に必要な経費

添付書類	経費見積書、見取り図 等 *引越の場合は賃貸契約書（写）または社印が押されている重要事項説明書
------	---

■緊急小口資金

必要様式	緊急小口資金用借入申込書・借用書
添付書類	住民票、本人確認の公的書類（写）、印鑑登録証明書、送金口座の通帳コピー <貸付要件を証明する書類>医療費請求書（※領収書は1カ月以内目安） 警察へ届けた際の受理番号（届出署も記載 ※申請書に記載）、年金等の受給開始がわかる書類（証書写等）、雇入証明書 等

■教育支援資金（教育支援費）

必要様式	教育支援資金使途メモ / 専修学校に在学中の場合は、「在学証明書兼奨学金利用状況確認票」
添付書類	在学証明書、入学許可証、授業料など就学するために必要な費用がわかる書類（写）

■教育支援資金（就学支度費）

必要様式	教育支援資金使途メモ
添付書類	合格通知、入学時にかかる費用等がわかる書類（写） 等

■総合支援資金、不動産担保型生活資金 につきましては、市区町村社会福祉協議会または県社会福祉協議会にお問い合わせください